

日行連発第1263号
令和4年12月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

OSS 都道府県税共同利用化システム更改に伴う対応について（周知）

OSS を構成するシステムの一部であり、自動車税（種別割・環境性能割）に係る申告・納付を所管するシステムである OSS 都道府県税共同利用化システムについては、年末年始にかけてシステムの更改作業が行われることになっており、令和 5 年 1 月 4 日に更改システムのサービスが開始される予定です。

今般、国土交通省より、年末年始のシステム更改に伴う対応について、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【別添】

- ・ OSS 都道府県税共同利用化システム更改に伴う対応について
（令和 4 年 11 月 22 日・事務連絡）

【参考】 地方税共同機構通知

- ・ OSS 都道府県税共同利用化システム更改に伴うご連絡
- ・（別紙 1） OSS 申請継続不可となった場合の対応フロー

以上

事務連絡
令和4年11月22日

関係団体 各位

国土交通省自動車情報課
OSS 企画 班 長
登 録 班 長
運用 保全 班 長

OSS 都道府県税共同利用化システム更改に伴う対応について

日頃より自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

OSS を構成するシステムの一部であり、自動車税（種別割・環境性能割）に係る申告・納付システムである OSS 都道府県税共同利用化システムは、これまで自動車税（種別割・環境性能割）の電子納付を行う際、各都道府県が指定する金融機関を利用する必要がありましたが、令和5年1月4日からは各都道府県が指定する金融機関に限らず税納付が可能となります。

そのため、年末年始にかけて当該システムの更改作業が行われることとなりますので、以下の注意事項をご確認頂くと共に、関係機関への周知・徹底の程よろしくお願い致します。

システムの更改に伴う注意事項

今般の更改に伴い、現行のシステムで発行された納付番号は更改後に使用できません。そのため、現行システムの運用終了時点（令和4年12月28日（水）※1）において、**自動車税（環境性能割・種別割）の納付番号が発行済で未納付**の場合は、システムの更改後（令和5年1月4日（水）以降）に OSS 申請の継続ができなくなりますので、**令和4年12月27日（火）※2**までに申請を終えるようご協力お願い致します。

※1 OSS 都道府県税共同利用化システムのオンライン終了時間は、都道府県により異なります。（17時～18時の間にオンライン終了を予定）

※2 令和4年12月28日（水）も通常通り OSS 申請を行うことは可能ですが、**都道府県によっては、新規に納付番号が発行できなくなる場合があります**（令和4年12月27日（火）までに発行された納付番号による納付は可能です。）。

各都道府県の対応については、各都道府県 Web ページ（OSS 申請関連）にて11月末頃を目途に公表予定ですので、そちらをご確認ください。

なお、**令和4年12月28日（水）までに OSS 申請が完了できなかった場合は、窓口での申請に切り替える必要がありますので、該当する場合は、申請を行った運輸支局等に出頭していただくこととなります。**

申請者各位

地方税共同機構

OSS 都道府県税共同利用化システム更改に伴うご連絡

日頃より自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

OSSを構成するシステムの一部であり、自動車税(種別割・環境性能割)に係る申告・納付を所管するシステムであるOSS都道府県税共同利用化システムは、システム更改の開発を実施中であり、令和5年1月4日に更改システムのサービスを開始する予定です。

更改システムにおける主な変更点と、更改システムへの切り替えにおける注意事項について、周知させていただきます。

1. 自動車税(種別割・環境性能割)の電子納付時の利用可能金融機関の拡大について

現行システムにおいては、自動車税(種別割・環境性能割)の電子納付を行う際、各都道府県が指定する指定金融機関をご利用いただく必要がありましたが、この度のシステム更改により、令和5年1月4日からは、指定金融機関に限らず税納付が可能となり、利便性が向上します。

利用可能な金融機関の詳細については、以下のページをご参照ください。

なお、更改システムの導入後もOSS申請の方法等については現状から変わりありません。

【共通納税対応金融機関】

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

2. 更改システムへの切り替えに伴う注意事項について

現行システムから更改システムへの切り替えに際し、OSS申請の状態によっては、更改システムにおいてOSS申請を継続できなくなるケースが生じます。

具体的には、現行システムの運用終了時点(令和4年12月28日※)において、以下の状態に該当する申請は、更改システムでOSS申請を継続することができません。

【対象の申請】

自動車税(環境性能割・種別割)について、**納付番号を発行済で未納付の申請**

上記の状態の申請が、更改システムでOSS申請を継続できない理由は、OSS都道府県税共同利用化システムが、納付時に利用する納付番号管理システムについて、現行システムと更改システムでは異なるシステムを利用するため、更改システムでは現行で利用している納付番号管理システムにて発行した納付番号が利用できないためとなります。

その他の状態の申請(例 自動車税(環境性能割・種別割)を納付済の申請や、自動車税(環境性能割・種別割)の納付番号を発行していない申請等)については、更改システムにてOSS申請を継続可能です。

※OSS都道府県税共同利用化システムのオンライン終了時間は、都道府県により異なります。
(17時～18時の間にオンライン終了)

3. 年内の OSS 申請完了に関するご協力依頼

更改システムへの切り替えに際し、上記の OSS 申請が継続できないケースを発生させないよう余裕をもって申請を完了させるようご対応をお願いしたく、以下の期日までに OSS 申請を完了させるようご協力をお願いいたします。

【期日】令和 4 年 12 月 27 日（火）まで

なお、令和 4 年 12 月 28 日（水）も通常通り OSS 申請を行うことは可能ですが、都道府県によっては、令和 4 年 12 月 28 日の税審査を系統的に停止し、新しい納付番号を発行できない状態にする場合があります。この場合、令和 4 年 12 月 27 日までに発行した納付番号による納付は可能となりますが、令和 4 年 12 月 28 日に新規に納付番号を発行することができません。

各都道府県の対応については、各都道府県の OSS 申請に関する Web ページにて 11 月末頃を目途に公表予定です。そちらをご参照ください。

4. OSS 申請を継続できない状態となった場合の対応について

現行システムの運用終了時点で、「自動車税（環境性能割・種別割）について、納付番号を発行済で未納付の申請」が発生した場合、更改システムでは OSS 申請を継続できないため、窓口申請に変更する必要があります。

OSS 申請継続不可となった場合の対応フローを別紙 1 に示します。

—以上—

OSS申請継続不可となった場合の対応フロー

令和5年1月4日以降

